

総社市告示第23号

総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成21年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 耐震シェルター等設置工事 <u>耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅又は市長が倒壊の危険性があると判断する既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第3に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）をいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(補助事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(補助の対象、補助金の交付額等)</p> <p>第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは、木造住宅を所有し、かつ、市税を滞納していないものであって、次の全ての要件</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 耐震シェルター等設置工事 <u>耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第3に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）をいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(補助事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事とする。<u>ただし、第2号及び第3号は、高齢者等の世帯員が所有し、かつ、当該高齢者等が居住する住宅に係る工事に限る。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(補助の対象、補助金の交付額等)</p> <p>第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは、木造住宅を所有し、かつ、市税を滞納していないものであって、次の全ての要件</p>

改正後				改正前							
<p>に該当するものとする。ただし、同一敷地内で、この要綱による補助を受けている場合には、補助の対象としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断されたもの又は市長が倒壊の危険性があると判断するものであること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率等は別表第1から別表第3までに定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 補助金の交付にあたっては、別表第1から別表第3までにより求めた額を交付するものとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、前項の審査を行うに当たり、当該申請の耐震改修工事、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事（以下「耐震改修等工事」という。）の内容が、別表第1から別表第3までに掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。</p> <p>別表第2（第2条、第4条、第6条関係）</p>				<p>に該当するものとする。ただし、同一敷地内で、この要綱による補助を受けている場合には、補助の対象としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率等は別表第1から第3までに定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 補助金の交付にあたっては、別表第1から第3までにより求めた額を交付するものとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、前項の審査を行うに当たり、当該申請の耐震改修工事、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事（以下「耐震改修等工事」という。）の内容が、別表第1から第3までに掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。</p> <p>別表第2（第4条、第6条関係）</p>							
既存木造住宅の性能		耐震基準		補助対象経費		補助額等					
部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用（1世帯につき1箇所までとする。）	補助対象経費の2分の1（木造住宅の所有者が属する世帯が高齢者等である場合においては5分の4）以内（一住宅につき40	部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用（1世帯につき1箇所までとする。）	補助対象経費の2分の1以内（一住宅につき40万円を限度とする。）

改正後						改正前									
					万円を限度とする。)										
別表第3 (第2条, 第4条, 第6条関係)						別表第3 (第3条, 第5条関係)									
既存木造住宅の性能等			耐震基準	補助対象経費	補助額等	既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等				
耐震シェルター 工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満の もの	1階部分に耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入, 運搬及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1 (木造住宅の所有者が属する世帯が高齢者等である場合にあっては5分の4) 以内 (一住宅につき20万円を限度とする。)	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満の もの	1階部分に耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入, 運搬及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内 (一住宅につき20万円を限度とする。)	耐震シェルター 工事	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	防災ベッドの購入, 運搬及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内 (一住宅につき10万円を限度とする。)
		既存住宅性能評価													

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。